

医療保険制度の体系

後期高齢者医療制度

約16兆円

- ・75歳以上
- ・約1,800万人
- ・保険者数:47(広域連合)

前期高齢者財政調整制度(約1,680万人)約7兆円(再掲)※3

国民健康保険
(都道府県・市町村国保
＋国保組合)

- ・自営業者、年金生活者、
非正規雇用者等
- ・約3,170万人
- ・保険者数:約1,900

約9兆円

協会けんぽ(旧政管健保)

- ・中小企業のサラリーマン
- ・約4,070万人
- ・保険者数:1

約6兆円

健康保険組合

- ・大企業のサラリーマン
- ・約2,830万人
- ・保険者数:約1,400

共済組合

- ・公務員
- ・約850万人
- ・保険者数:85

健保組合・共済等 約5兆円

※1 加入者数・保険者数、金額は、令和元年度予算ベースの数値。

※2 上記のほか、法第3条第2項被保険者(対象者約2万人)、船員保険(対象者約10万人)、経過措置として退職者医療(対象者約4万人)がある。

※3 前期高齢者数(約1,680万人)の内訳は、国保約1,250万人、協会けんぽ約320万人、健保組約90万人、共済組約10万人。

在留外国人の医療保険の適用について

○ 日本に在留する外国人に対する医療保険の適用は以下のとおり。

	在留外国人	保険種別	事務実施機関	適用要件
健康保険	適用事業所で働く者	被用者保険 (被保険者)	(組保管掌) 健保組合 (協会管掌) 日本年金機構	国籍に関わらず、 ①5人以上の個人事業所、又は法人等に使用される方であって、 ②その事業所で通常に働く方の労働時間の3/4以上使用されている方
	被用者保険の被保険者の親族	被用者保険 (被扶養者)	(組保管掌) 健保組合 (協会管掌) 日本年金機構	①被保険者との身分関係(被保険者の3親等内の親族であること)、 ②被保険者による生計維持関係 ③国内居住要件(令和2年4月～)が認められる場合に認定
国民健康保険	上記以外の者 (留学生、経営者等)	国民健康保険	市町村	① 住所を有する者(住民票に記載された者等) → 入管法上の在留資格(※)があり、適法に3月を超えて在留する予定等の外国人 ※医療滞在ビザの者は適用除外

国民健康保険被保険者の適用要件について

<適用の要件>

- ① 日本国内に住所を有する者は、国民健康保険の被保険者となる(国保法第5条)。
- ② ただし、他の医療保険(健康保険)に加入する者、生活保護受給者、短期在留外国人などは、適用除外となる(国保法第6条)。

<国保適用のイメージ図>

国民健康保険適用対象者

日本国内に住所を有する者(上記①)

適用除外(上記②)

- 他の健康保険の加入者
- 後期高齢者医療の被保険者
- 生活保護受給者
- 省令で定める者(国保則第1条)
 - ・短期在留外国人(滞在3月以下)(※1)
 - ・中長期在留外国人(滞在3月超)(※2)のうち
 - 「医療目的の者」(法務省告示内の特定活動)(※3)
 - 「外国人長期滞在制度の対象者」
(外国人富裕層が対象であり、観光目的による滞在期間は最長1年)

※1 3月未満であっても客観的資料等から3月を超えて日本に滞在すると認められる場合は、国民健康保険の被保険者となる。

※2 中長期在留外国人は、住民基本台帳法の適用対象となる(住基法第30条の45)。

※3 法務大臣があらかじめ告示をもって定めるいわゆる「医療滞在ビザ」の者をいい、帰国しなければならないが、病気のため飛行機に乗れない等の理由で人道的見地から認められる告示外の特定活動については、適用除外とはならない。

後期高齢者医療制度の被保険者の範囲について

<被保険者の範囲>

- ① 日本国内に住所を有する75歳以上の者(住所を有する後期高齢者医療広域連合(都道府県単位で構成)の被保険者となる)
- ② 65歳から74歳の人であって、一定の障害の状態にあるという認定を後期高齢者医療広域連合から受けた者

※ ただし、以下の条件に該当する場合には後期高齢者医療制度の被保険者とならない。

【適用除外とされる場合】

- 生活保護法による保護を受けている世帯
- 下記に当てはまるような特別な理由がある人
- ① 日本国籍を有しない者であって住民基本台帳法に規定する中長期在留者、特別在住者、一時庇護許可者、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者以外の者(ただし、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を有する人であって既に被保険者の資格を有している人や、興行・技能実習・家族滞在・特定活動により三ヶ月以上滞在すると認められる人を除く。)
- ② 日本国籍を有しない人で、入管法第7条第1項第2号の規定に基づく特定活動の在留資格で入国・在留する人のうち、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける人又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける人及びこれらの活動を行う人の日常生活上の世話をする人
- ③ 日本の国籍を有しない人で、入管法第7条第1項第2号の規定に基づく特定活動の在留資格で入国・在留する人のうち、日本において一年を超えない期間滞在し、観光・保養・その他これらに類する活動を行う人
- ④ 日本の国籍を有しない人で、かつ、③に規定する人に同行する配偶者であり、特定活動の在留資格で入国在留する人のうち、日本において1年を超えない期間滞在し、観光・保養・その他これらに類する活動を行う人
- ⑤ ハンセン病療養所に入所している人又はライ予防法の廃止に関する法律に規定による援護を受けている人
- ⑥ その他特別の事由がある人で条例で定めるもの

健康保険の適用要件について

<被保険者の適用要件>

◆厚生年金保険・健康保険の被保険者(健康保険法第3条第1項等)

適用事業所(※)に使用される(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方は被保険者となる。

- (ア) 正社員や法人の代表者、役員
- (イ) 同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上所定労働時間がある方(パートタイマー、アルバイト等)
- (ウ) ①週の所定労働時間が20時間以上、②勤務期間が1年以上見込まれること、③月額賃金が8.8万円以上、④学生以外、⑤従業員501人以上の企業又は500人以下で労使合意をしている企業に勤務している方

(※)厚生年金保険・健康保険の適用事業所(健康保険法第3条第3項)

厚生年金・健康保険への加入が義務づけられている。

① 常時5人以上の従業員を使用する個人事業所

製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒介斡旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、医療事業、通信報道業、社会福祉事業
(以上16事業)

② 常時従業員を使用する法人等の事業所

<被扶養者の適用要件>

以下の①～③の要件に該当する方(健康保険法第3条第7項)

- ①日本国内に住所を有しており(※)、
- ②被保険者の3親等内の親族であって、
- ③被保険者による生計維持関係が認められること

(※) 留学生や海外赴任に同行する家族など日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものは例外として国内居住要件を満たす。

以上の要件を満たす方については、健康保険の保険給付を受けることが可能(国籍要件はない)

健康保険における被扶養者の範囲

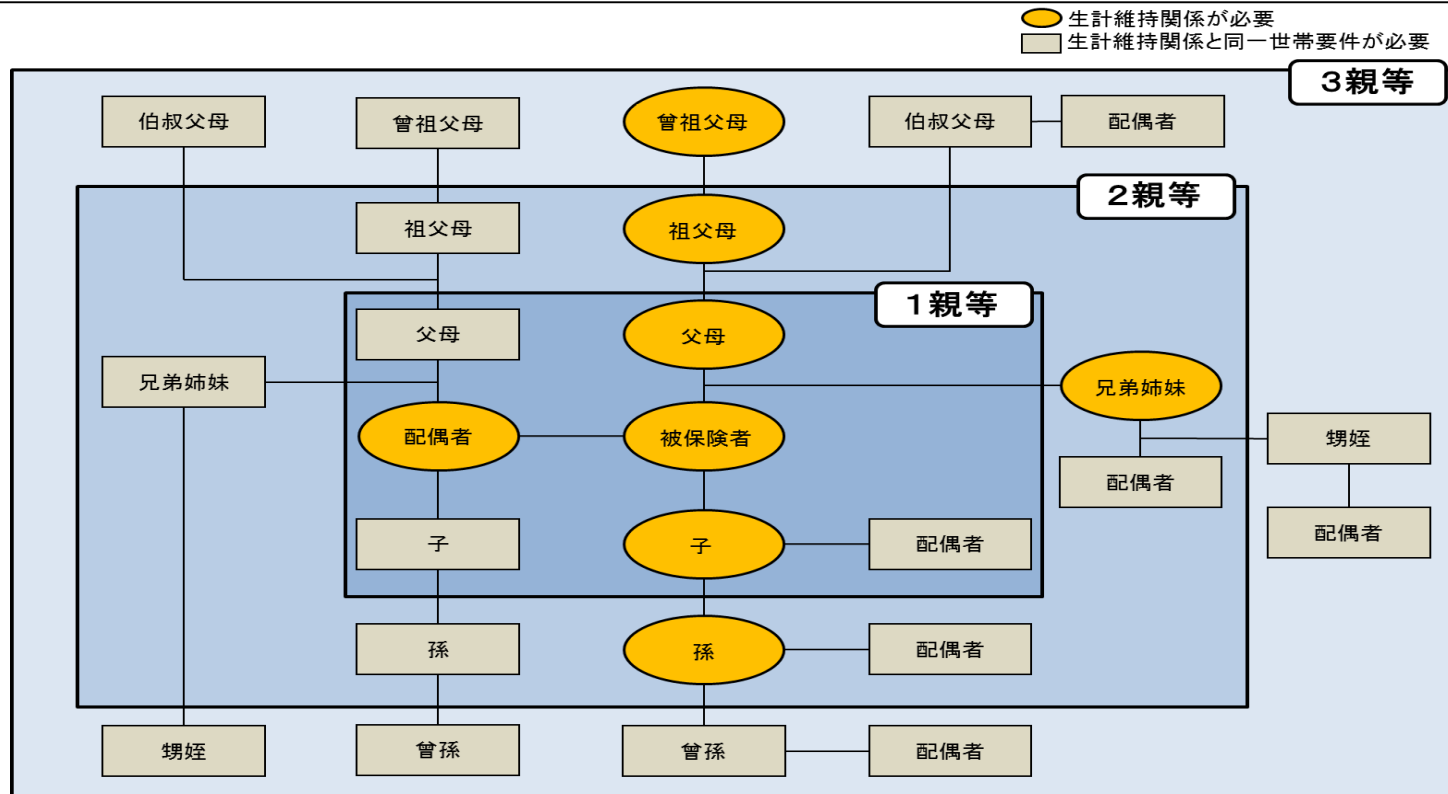
○ 健康保険においては、被扶養認定にあたり、

- ・ 被保険者の直系尊属、配偶者（事実婚含）、子、孫、及び兄弟姉妹については、①国内に住所を有しており（注）、②主として被保険者の収入によって生計を維持していることが必要（※）。
- ・ また、上記以外の三親等以内の親族等については、①及び②に加えて、③被保険者と同居していることが必要。

（注）留学生や海外赴任に同行する家族など日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものは例外として国内居住要件を満たす。

（※）主として被保険者の収入によって生計を維持していること（生計維持要件）（昭和52年4月6日保発第9号・庁保発第9号）

- ・ 被保険者と同居している場合には、対象者の年収が、
 - ①130万円未満で（60歳以上又は障害厚生年金が受けられる程度の障害者であれば180万未満）かつ、
 - ②被保険者の年収の半分未満であることが必要。
- ・ 被保険者と同居していない場合には、対象者の年収が、①を満たし、かつ、③被保険者からの仕送額より少ないことが必要。



健康保険法上の被扶養者の定義

【健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）】

（定義）

第三条 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は、この限りでない。

- 一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

8～10 （略）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

改正の概要

1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）、船員保険法】
 - ・ オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止（告知要求制限）する。（**公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日**）
2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
(令和元年10月1日)
3. NDB、介護DB等の連結解析等【高確法、介護保険法、健康保険法】
 - ・ 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行う。（DPCデータベースについても同様の規定を整備。）（**令和2年10月1日（一部の規定は令和4年4月1日）**）
4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等【高確法、国民健康保険法、介護保険法】
 - ・ 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。（**令和2年4月1日**）
5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】
 - (1) 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。（**令和2年4月1日**）
 - (2) 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。（**公布日**）
6. 審査支払機関の機能の強化【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】
 - (1) 社会保険診療報酬支払基金（支払基金）について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。（**令和3年4月1日**）
 - (2) 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する（支払基金・国保連共通）。（**令和2年10月1日**）
 - (3) 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する（支払基金・国保連共通）。
(令和2年10月1日)
7. その他
 - ・ 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消する。【国民健康保険法】（**公布日**）

被扶養者認定における国内居住要件の導入について

原則として認定

日本国内に住所を有するもの

※住民票で確認

①例外的に認定

日本国内に住所を有しないが
渡航目的その他の事情を考慮して
日本国内に生活の基礎があると認めら
れるものとして
厚生労働省令で定めるもの

日本国内に生活の基礎があるものとして①及び②を満たすものを省令に規定
①これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後日本で生活する蓋然
性が高いと認められる者（一時的な海外渡航である者）
※海外赴任中に生まれた子など、これまで日本で生活しているという過去が
観念できない者も、身分関係の変更という事情を考慮して①に含める
②渡航目的が就労ではない者

（省令の規定） ※より具体的な内容については通知において規定。

規定	確認方法（通知において具体的に規定）
(1) 外国において留学をする学生	ビザによる確認を基本
(2) 外国に赴任する被保険者に同行する者	ビザによる確認を基本
(3) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	ビザによる確認を基本
(4) 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、(2)と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類による確認を基本
(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	—

②例外的に適用除外

その他この法律の適用を除外すべき特
別の理由がある者として厚生労働省令
で定める者

国民健康保険と同様、下記の者は日本国内に住所を有しても被扶養認定しない
・「医療滞在ビザ」で来日した者
・「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者（富裕層を対象
とした最長1年のビザ）

※ 国内居住要件の導入により被扶養者でなくなる者であって、施行日（令和2年4月1日）時点で保険医療機関に入院している者の被扶養者の資格について、入院期間中は継続させる経過措置を設ける。

海外療養費について

【制度の概要】

- 公的医療保険制度に加入する被保険者等が、海外渡航中に医療機関等において療養を受けた場合に、被保険者の申請に基づき、保険者が療養の給付を行うことが困難であると認めるとき等に、海外療養費が支給される。

(例) ・ 海外旅行中に病気や怪我をし、現地の医療機関で受診した場合

(※) 健康保険は昭和56年3月から、国民健康保険は平成13年1月から制度化されている。

【支給手続】

- ① 被保険者は、一旦かかった医療費の全額を海外の医療機関等に支払うとともに、担当の医師等から治療内容やかかった金額等についての証明をもらう。
- ② 被保険者は、帰国後、ないし海外に在住する場合は事業主を通じて(被用者保険)、加入する保険者に対し、(1)~(5)の書類をもって申請する。
 - (1) 療養費支給申請書
 - (2) 診療の内容等がわかる医師の診療明細書及び領収明細書等
 - (3) (2)が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文
 - (4) パスポートの写し等海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
 - (5) 保険者が、診療の事実や内容を確認するために用いる海外の医療機関等の同意書
- ③ 保険者において、提出された書類をもとに審査し、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき等に海外療養費を支給する。

※不正対策の観点から、下線は平成28年4月から追加